

自立支援教育訓練促進給付金支給申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者氏名

下記の自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

① 氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和	
			平成 年 月 日生	
	個人番号		令和 () 歳	
② 住所	(〒 -)		電話 () -	
③ 教育訓練施設の名称				
④ 教育訓練講座の名称				
⑤ 受講訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受 講 開 始 日)			
⑥ 所要費用	入学料 円 受講料 円 合計額 円			
⑦ 申請額	1 一般教育訓練または特定一般教育訓練 ⑥合計額の60%に相当する額(1円未満切捨て)。(上限20万円、12千円を超えない場合は支給しない。) 2 専門実践教育訓練 ⑥合計額の60%に相当する額(1円未満切捨て)。(上限40万円×終業年数で160万円が限度、12千円を超えない場合は支給しない。) 3 ⑧の支給がある場合 1、2から⑧の額を差し引いた額(1円未満切捨て)。(12千円を超えない場合は支給しない。)		円	
⑧ 雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円			
⑨ 希望する支払金融機関	金融機関名		口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名		口座番号	
	口座名義(フリガナ)			
	☐ 公金受取口座を利用します。			

処理欄（保健福祉事務所において記載）		
受講対象講座指定通知書	☐ 有 ・ ☐ 無	(特記事項)
修了証明書等	☐ 有 ・ ☐ 無	(特記事項)
領収書等	☐ 有 ・ ☐ 無	(特記事項)
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第6条の9に基づく調査	☐ 適 ・ ☐ 否	1 前年（1月から7月までに当該自立支援促進給付金の支給をする場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）の所得が、その者の扶養親族及びその者の扶養親族でない児童でその者が前年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4 円
教育訓練給付金（支給・不支給）決定通知書	☐ 有 ・ ☐ 無	(特記事項)
納税証明書（県税）	☐ 有 ・ ☐ 無	(特記事項)
暴力団排除に関する誓約書	☐ 有 ・ ☐ 無	(特記事項)
同意書（地方税関係）	☐ 有 ・ ☐ 無	(特記事項)
(備考)		(受理印)

- (注意)
- この様式は、自立支援教育訓練給付金事業に係る給付金の交付を申請する場合に使用してください。
 - 受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる支給対象者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）の翌日から起算して1か月以内に申請してください。
 - この様式には、次に掲げる書類を添付してください。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。
 - 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
 - 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
 - 自立支援教育訓練給付事業受講対象講座指定通知書
 - 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、申請者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
 - 教育訓練施設の長が、申請者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除く。）
 - 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
 - 納税証明書（県税に未納がないことを証するもの）
 - 暴力団排除に関する誓約書
 - 地方税情報取得に関する同意書
 - 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「⑧希望する支払金融機関」欄に記載する必要はありません。
 - この申請書は、居住地を管轄する保健福祉事務所を経由して提出してください。